特定非営利活動法人 フードバンク浜っ子南 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク浜っ子南（以下「本会」という）という。

（事務所）

第２条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

（目的）

第３条 本会は、企業が製造または取り扱う食品で品質上問題はないが様々な理由により市場に出すことができなくなった食品、防災用品の定期的入替えに伴い余剰となった食品、個人の方々の消費しきれない食品等を寄贈いただき、それら食品の消費期限、賞味期限等の安全性に十分留意した上で、「食の支援を必要としている方々」に無償で提供する活動を行う。この活動を通して、だれひとり取り残すことなく食を分かち合える心豊かな社会を創ることを目指していく。

（特定非営利活動の種類）

第４条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

⑴　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

⑵　まちづくりの推進を図る活動

⑶　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑷　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条 本会は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

⑴ フードパントリー事業

⑵ フードデリバリー事業

⑶ フードドライブ事業

第２章 会員

（会員の種類）

第６条 本会の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

⑴　正会員　　本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

⑵　サポート会員　本会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、そのものが前条に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴　退会の申出があったとき。

⑵　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

⑶　継続して２年以上会費を滞納したとき。

⑷　除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴ 法令、定款に違反したとき。

⑵ 本会の名誉をき損し、設立の趣旨に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章 役員及び職員

（種類、定数及び選任等）

第13条 本会に次の役員を置く。

⑴　理事 ３人以上７人以下

⑵　監事 １人以上２人以下

２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

３　理事及び監事は、総会において選任する。

４　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

２　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

⑴　理事の業務執行の状況を監査すること。

⑵　この法人の財産の状況を監査すること。

⑶　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

⑷　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

⑸　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第15条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任をさまたげない。

２　補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第16条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。

第４章 総会

（総会の種別）

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

⑴　定款の変更

⑵　解散及び解散した場合の残余財産の帰属

⑶　合併

⑷　事業計画及び予算に関する事項

⑸　事業報告及び決算に関する事項

⑹　役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項

⑺　入会金及び会費に関する事項

⑻　会員の除名に関する事項

⑼　その他この法人の運営に関する重要な事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

⑴ 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

⑵ 正会員総数の５分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

⑶ 第14条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会における書面表決等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由により総会の開催場所に赴くことができない正会員は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって総会に出席し、表決することができる。

３　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的手法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

４　前２項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第２項及び第29条第１項第２号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　日時及び場所

⑵　正会員の現在数及び出席者数（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

⑶　審議事項

⑷　議事の経過の概要及び議決の結果

⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が署名又は記名押印しなければならない。

３ 前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　総会の決議があったとみなされた事項の内容

⑵　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

⑶　総会の決議があったとみなされた日

⑷　議事録の作成に係る職務者の氏名

第５章 理事会

（理事会の構成）

第30条 理事会は、全理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

⑴　総会に付議すべき事項

⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次の各号の一該当する場合に開催する。

⑴　代表理事が必要と認めたとき

⑵　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する

２　代表理事は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的手法により、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会の開催場所に赴くことができない理事は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって理事会に出席し、表決することができる。

３　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的手法をもって表決することができる。

４　前２項の規定において表決した理事は、第35条及び第38条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

５　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　日時及び場所

⑵　理事の現在数 、出席者数及び出席者氏名（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること）

⑶　審議事項

⑷　議事の経過の概要及び議決の結果

⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が署名又は記名押印しなければならない。

第６章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　設立当初の財産目録に記載された資産

⑵　入会金及び会費

⑶　寄付金品

⑷　事業に伴う収益

⑸　資産から生じる収益

⑹　その他の収益

（資産の区分、管理）

第40条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

２　本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第42条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業年度）

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び活動予算）

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

３　前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

４　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第47条 本会は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

２　法第31条第1項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　本会が解散（破産手続開始の決定による解散を除く）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第48条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第49条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 雑則

（公告の方法）

第50条 本会の公告は、本会の掲示場に掲載するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

（施行細則）

第51条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1　この定款は、本会の成立の日から施行する。

2　本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	下山洋子
副代表理事	後藤賢二
理事	野田康行
同	古川輝秀
同	古川優紀子
同	眞﨑綾子
監事	吉田廸矩

3　本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。

4　本会の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　本会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

6　本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

⑴　入会金

正会員	個人 3,000円	団体 3,000円
サポート会員	個人 なし	団体 なし

⑵　年会費

正会員	個人　3,000円	団体 3,000円
サポート会員	個人 1口 1,000円（1口以上）	団体　1口 1,000円（1口以上）

附 則

この定款は、令和４年９月２１日から施行する。